

第 5 期事業報告書 $\left(\begin{array}{l} 2018 \text{ 年 } 1 \text{ 月 } 1 \text{ 日 から} \\ 2018 \text{ 年 } 12 \text{ 月 } 31 \text{ 日まで} \end{array} \right)$

2019年3月29日提出

商号又は名称 Asia Growth Management VIII Ltd.

住所又は所在地（登記上の本店所在地）

P0 Box 309, Uglan House, Grand Cayman,
KY1-1104, Cayman Islands

（主たる営業所）

8 Temasek Boulevard #34-02 Suntec Tower
Three Singapore 038988

氏名 Director, Ataru Onuma

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

事業報告書を書面により提出する場合、届出者が個人である場合には氏名に併せて届出者の印を、届出者が法人である場合には代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

1 業務の状況

(1) 届出年月日

① 法第63条第2項又は第63条の3第1項の届出

平成26年6月13日

② 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第48条第2項、第4項又は第6項の届出

該当なし

(2) 行っている業務の種類

適格機関投資家特例業務（私募及び運用）

(3) 当期の業務概要

特段なし（当社は届出の対象となったファンド（1つのみ）の募集・運用のみを実施しており、当期は特記すべき収入、支出、契約の締結を実施しておりません。）

(4) 説明書類に記載する事項

① 別紙様式第二十一号の三に記載されている事項
2 事業報告書に記載されている事項

(5) 株主総会決議事項の要旨

該当なし

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	2名	2名	名	2名

② 役員状況

役職名	氏名又は名称
Director	Ataru Onuma
Director	Jung Kyu Kim

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

氏名、商号又は名称	住所又は所在地	電話番号
ACA株式会社	東京都千代田区永田町1丁目11番30号 サウスヒル永田町5F	(03) 5510-2880

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人
主たる営業所	8 Temasek Boulevard #34-02 Suntec Tower Three Singapore 038988	2名
登記上の本店所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	0名
計 2 店		計 2 名

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
--------	---------	----

ACA Investments Pte. Ltd. その他 (0 名)	8 Temasek Boulevard #34-02 Suntec Tower Three Singapore 038988	100.00 %
計 1 名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監査の内容
Crowe Horwath First Trust	法定監査。当期については監査が終了していないが、昨年度は無限定適正意見が付された。

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「私募」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載し、同条第9項に規定する適格機関投資家等特例業務のうち投資家の保護を図ることが特に必要なものとして令第17条の13の2に規定する業務を行う場合はその旨を、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法第63条の4第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の三に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、適格機関投資家等特例業務に関連しない決議事項にあつては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人(適格機関投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。)について記載すること。

② 役員状況

当期末現在における役員状況について記載すること。ただし、外国法人に

あつては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者又は国内における代理人の状況

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について、外国に住所を有する個人である場合には国内における代理人（法第63条第7項第2号ニに規定する者をいう。）について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

(7) 主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(10) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募の状況

区分	ファンド数		契約額	
	うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ	
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(11) 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

シンガポール金融規制当局 (Monetary Authority of Singapore) の規制に沿った内部管理体制を構築しており、内部監査については第三者に委託し、年に1度以上の往査を受け、内部監査報告書を受領、必要に応じ内部監査委託先と当社役員 (Director) が改善策を協議、対応している。

(注意事項)

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
1	百万円 1,436	1	0	百万円 -	1	百万円 1,436

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円 -	百万円 -	百万円 -
割合	- %	- %

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下④及び⑫において同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産

」という。)の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。)のうちに関係会社がある場合に記載すること。

2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類(投資先となる対象有価証券の種類をいう。)ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。

3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

(12) ファンドの状況

出資対象事業持分の名称	Asia Growth VIII LP	
出資対象事業の内容	中国におけるオンライン及びオフラインの宝くじ販売業者に対する投資	
出資対象事業持分の種別	外国の法令に基づく権利	
設定年月日	平成 26 年 3 月 3 日	
業務の種別	私募・運用の別	届出の種別
	私募・運用	63 条
私募の期間	開始 (平成 26 年 8 月 7 日) 終了 (平成 26 年 11 月 30 日)	
出資金払込口座の所在地	海外、シンガポール	
資金の流れ	シンガポールの金融機関 (CIMB 銀行ラッフルズプレイス支店) より、投資対象となる中国企業が有する中国の金融機関銀行口座に送金。	
存続期間	平成 26 年 3 月 3 日～存続中	
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	適格機関投資家	1 名
	うち個人	1 名

	適格機関投資家以外の者		4名	
		うち個人	3名	
	合 計		5名	
主な出資者の種別	種別		出資割合	
	1	事業法人等	7.7%	
	2	個人	92.30%	
	3		%	
適格機関投資家の出資額及び出資割合	出資額		718,055,000 円	
	出資割合		50.00%	
適格機関投資家の状況	1	商号・名称又は氏名	田中成泰	
		区分	24号イ	
		出資額	718,055,000 円	
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	- 円	
	2	商号・名称又は氏名		
		区分	号	
		出資額	円	
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円	
	3	商号・名称又は氏名		
		区分	号	
		出資額	円	
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円	
	4	商号・名称又は氏名		
		区分	号	
		出資額	円	
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円	
	5	商号・名称又は氏名		
		区分	号	
		出資額	円	
		第234条の2第1項第1号に規定する金額	円	
	6	商号・名称又は氏名		

		区分	号		
		出資額	円		
		第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円		
	7	商号・名称又は氏名			
		区分	号		
		出資額	円		
		第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円		
		8	商号・名称又は氏名		
			区分	号	
	出資額		円		
		第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円		
		9	商号・名称又は氏名		
			区分	号	
	出資額		円		
		第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円		
		10	商号・名称又は氏名		
区分			号		
出資額	円				
	第 234 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する金額	円			
	適格機関投資家以外の者の状況	種別	数	出資額	出資割合
		国・地方公共団体等	名	百万円	%
金融商品取引業者等		名	百万円	%	
金融機関等		名	百万円	%	
事業法人等		1 名	111 百万円	7.70%	
個人		3 名	607 百万円	42.30%	
外国法人又は外国人等		名	百万円	%	
密接な関係を有する者		名	百万円	%	
投資に関する事項について知識及び経験を有する者		名	百万円	%	
その他		名	百万円	%	

ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金	0 百万円	
	有価証券	14 百万円	
	うち非上場株式	14 百万円	
	未収金	0 百万円	
	合計	14 百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション	ショート・ポジション	
	-百万円	-百万円	
主な投資対象資産	区分		割合
	1	株式（未公開）	100%
	2		%
	3		%
投資対象地域	中華人民共和国		
金融商品取引行為の 相手方の状況	相手方	取引額	備考
	-	-百万円	
		百万円	
		百万円	
		百万円	
総出資額	1,436 百万円 (-百万円)		
純資産額	-45 百万円		
純資産額（1年前）	-48 百万円		
総資産額	17 百万円		
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	-%	-百万円	-百万円
想定配当等利回り	-%		
解約額	-百万円	口	名
償還額	-百万円	口	名
第233条の3各号に 掲げる者を相手方と する場合	第233条の3各号に掲げる者の有無		該当なし
	借入又は債務保証の有無		
	監査の状況	公認会計士又は監査	

		法人の氏名又は名称	
		監査の内容	
	第 239 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する報告の状況		

(注意事項)

- 1 法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「適格機関投資家の出資額及び出資割合」、「適格機関投資家の状況」、「適格機関投資家以外の者の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1 年前）」及び「総資産額」の欄に記載すれば足りる。
当期において私募の実績がなくとも、過去に私募を行った同項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と適格機関投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主要内容を記載すること。
- 5 「私募・運用の別」の欄には、当期において法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行った場合は「私募」と、当期末時点において同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、双方に該当する場合は「私募・運用」と記載すること。
- 6 「届出の種別」の欄には、当該ファンドに関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法

律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。

- 7 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 8 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 9 「主な出資者の種別」の欄には、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位 3 位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（12 において同じ。）。

「国・地方公共団体等」

令第 17 条の 12 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる者又は第 233 条の 2 第 4 項第 1 号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

令第 17 条の 12 第 1 項第 4 号若しくは第 5 号又は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 9 及び 11 において「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

令第 17 条の 12 第 1 項第 2 号若しくは第 12 号に掲げる者又は第 233 条の 2 第 4 項第 2 号に掲げる者又は定義府令第 10 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号若しくは第 21 号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第 10 条第 1 項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第 17 条の 12 第 1 項第 7 号から第 11 号までに掲げる者又は第 233 条の 2 第 1 項第 2 号、第 4 項第 4 号イ、第 5 号、第 6 号若しくは第 8 号に掲げる者（同条第 1 項第 2 号に掲げる者にあつては、親会社等に限る。）又は定義府令第 10 条第 1 項第 20 号、第 23 号イ若しくは第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲

げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第16条第1項第5号前段に規定する居住者をいう。以下9において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

第233条の2第1項第1号若しくは第3項第1号に掲げる者（居住者に限る。）又は定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

令第17条の12第1項第13号に掲げる者又は第233条の2第1項第1号、第3項第1号、第2号、第4項第3号若しくは第4号ロ、第7号に掲げる者（同条第1項第1号又は第3項第1号に掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下9において同じ。）に限り、第233条の2第3項第2号又は第4号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）又は定義府令第10条第1項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ若しくは第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ又は第24号イに掲げる者にあつては非居住者に限り、第23号ロ又は第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

- 10 「適格機関投資家の出資額及び出資割合」の「出資割合」の欄には、総出資額に占める適格機関投資家の出資額の割合を記載すること。
- 11 「適格機関投資家の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位10者について記載すること。「区分」の欄には、各適格機関投資家に関し、定義府令第10条第1項第1号から第27号まで及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）附則第36条の規定により適用する定義府令第10条第1項の特定承継会社の区分の別について記載すること。「第234条の2第1項第1号に規定する金額」の欄には、適格機関投資家が投資事業有限責任組合である場合に、当該投資事業有限責任組合の組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金の額を控除した金額を記載すること。
- 12 「適格機関投資家以外の者の状況」の欄には、適格機関投資家以外の者について、「国・地方公共団体等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」、「密接な関係を有する者」（第233条の2第1項第2号（親会社等を除く。）から第6号に掲げる者（令第17条の12第1項各号（第6号を除く。）のいずれかに該当する者を除く。）をい

う。）、「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」（第 233 条の 3 各号に掲げる者（令第 17 条の 12 第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）又は「その他」（「密接な関係を有する者」及び「投資に関する事項について知識及び経験を有する者」を除く。）の種別ごとに、数、出資額及び出資割合を記載すること。また、「出資割合」の欄には、総出資額に占める各種別の出資割合を記載すること。

- 13 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

- 14 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第 2 条第 21 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下 14 において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

- 15 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位 3 位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

- 16 「投資対象地域」の欄には、投資対象資産が存在する地域（日本、北米等）を記載すること。

- 17 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

- 18 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。
- 19 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。
- 20 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。
- 21 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。
- 22 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行った場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 23 「借入又は債務保証の有無」の欄には、当該ファンドにおいて借入又は債務保証を行っている場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 24 「監査の内容」の欄には、外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。また、当該ファンドの財務諸表及び監査報告書の写しを添付すること。
- 25 「第239条の2第1項第10号に規定する報告の状況」の欄には、当期における報告年月日、出資対象事業の運営及び財産の運用状況に関する報告の要旨を簡潔に記載すること。
- 26 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。